

第二号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第三項第二号において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の二第一号及び第二号、第十条の二の二第七項及び第十項並びに第十条の二の四第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(平成十六年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に、職員

の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二第一項中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）」を「職員勤務時間条例」に、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）」を「学校職員勤務時間条例」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第七条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則第三項を次のように改める。

（給与の減額の特例）

3 当分の間、職員が六十三歳に達した日後における最初の四月一日以後の給料月額についての経過措置は、職員の給与に関する条例附則第三十七項及び第三十八項に定める経過措置の例による。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員勤務	246,600	を
定年前再任用	基準給料月額	

臨時 勤務 職員	246,600
----------------	---------

に改める。

(指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正)
 第三条 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則(平成二十年大分県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号。以下「改正条例」という。)附則第十一項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、第一条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(以下「新学校職員勤務時間規則」という。)第三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間規則第四条第一項第二号及び第三項第二号の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、前項の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間規則第三条第一号及び第二号、第四条第一項第一号、第四条の二第一号及び第二号、第十条の二の二第七項及び第十項並びに第十条の二の四第二項の規定を適用する。

(技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
 4 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則(以下「新技能労務職員規則」という。)第四条に規定する定年前再任用

短時間勤務職員（以下この項から附則第六項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新技能労務職員規則別表第一の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額とする。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能労務職員規則第七條第二項の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能労務職員規則第四條の規定を適用する。

7 附則第四項から前項までに規定するもののほか、暫定再任用職員の給与及び旅費に關し必要な経過措置は、教育委員会が別に定める。

8 （指導が不適切な教員の認定等の手続に關する規則の一部改正に伴う経過措置）
暫定再任用短時間勤務職員は、第三條の規定による改正後の指導が不適切な教員の認定等の手続に關する規則（以下「新指導手続規則」という。）第二條第一項に規定する地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新指導手続規則第二條第一項の規定を適用する。

提案理由

地方公務員法の一部改正による職員の定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等に伴い、関係規則の整備を行う必要があるので提案する。

○学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条・第二条（略）

第一条・第二条（略）

（有給休暇）

（有給休暇）

第三条 条例第七条第一項第一号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回るときは、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第三条 条例第七条第一項第一号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回るときは、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等（条例第五条に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）、定年前再任用短時間勤務職員（条例第五条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第五条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等（条例第五条に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）、再任用短時間勤務職員（条例第五条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第五条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 百五十五時間に条例第十三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 百五十五時間に条例第十三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第四条 条例第七条第一項第二号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

第四条 条例第七条第一項第二号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、次に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）（以下

一 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、次に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）（以下

この条において「基本日数」という。）
(表 略)

二 当該年において国家公務員等（条例第七条第一項第三号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 国家公務員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（一日未満の端数があるときは、その時間数を含む。以下同じ。）を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員

又は任期付短時間勤務職員である場合に
あつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）
（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

3 2 (略)

条例第七条第一項第三号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

- 一 (略)
- 二 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数

第四条の二 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるべき当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の

この条において「基本日数」という。）
(表 略)

二 当該年において国家公務員等（条例第七条第一項第三号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 国家公務員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（一日未満の端数があるときは、その時間数を含む。以下同じ。）を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第三項第二号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合に

あつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）
（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

3 2 (略)

条例第七条第一項第三号の任命権者が定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

- 一 (略)
- 二 再任用職員 及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数

第四条の二 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるべき当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の

く日)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8・9 (略)

10 任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

11 〇五 (略)

第十条の二の三 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等)

第十条の二の四 (略)

2 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 〇六 (略)

第十条の二の五 〇十一条の二 (略)

く日)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8・9 (略)

10 任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

11 〇五 (略)

第十条の二の三 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等)

第十条の二の四 (略)

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 〇六 (略)

第十条の二の五 〇十一条の二 (略)

○技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する乗じて得た額又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十三條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員勤務時間条例</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（再任用職員の給料月額）</p> <p>第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる額とする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数</p>
<p>第十五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数</p>	<p>第十五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数</p>

を乗じて得た額又は学校職員勤務時間条例

第十三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削る)

2 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員の給料

月額、その者の受ける号給に応じた額に、職員勤務時間条例第十五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は学校職員勤務時間条例第十三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条・第六条 (略)

(期末手当)

第七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で基準日現在において給料表の級等が次の表の上欄に掲げる級等であるものについては、同項に規定する合計額に給料月額に当該上欄に掲げる給料表の級等の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、定年

を乗じて得た額又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する

条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第十三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員勤務時間条例第十五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は学校職員勤務時間条例第十三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員の給料

月額、その者の受ける号給に応じた額に、職員勤務時間条例第十五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は学校職員勤務時間条例第十三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条・第六条 (略)

(期末手当)

第七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、再任用職員 以外の職員で基準日現在において給料表の級等が次の表の上欄に掲げる級等であるものについては、同項に規定する合計額に給料月額に当該上欄に掲げる給料表の級等の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、再任

前再任用短時間勤務職員については、同項に規定する合計額に給料月額に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

(表 略)

3 (略)

第八条～第十条 (略)

附 則

1・2 (略)

(給与の減額の特例)

3 当分の間、職員が六十三歳に達した日後における最初の四月一日以後の給料月額についての経過措置は、職員の給与に関する条例附則第三十七項及び第三十八項に定める経過措置の例による。

(削る)

用職員 については、同項に規定する合計額に給料月額に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

(表 略)

3 (略)

第八条～第十条 (略)

附 則

1・2 (略)

(給料の特例)

3 職員の平成十六年七月一日から平成十九年三月三十一日までの間における給料月額は、第二条から第四条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に百分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする（手当の額及び勤務一時間当たりの給与額（条例第十四条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算定の基礎となる場合を除く。）。

4 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、職員に対する給料月額（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第十二号）附則第五項の規定により準用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第六十一号）附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 その職務の級が二級以上の職員であつて、この規則の施行の日におけるその者に係る役職加算割合（第七条第二項に規定す

る割合をいう。次号において同じ。）が百分の十のもの 百分
の六・七二
二 その職務の級が二級以上の職員であつて、この規則の施行の
日におけるその者に係る役職加算割合が百分の五のもの 百分
の五・七二
三 その職務の級が一級の職員 百分の三・七二

改 正 案

現 行

別表第一(第二条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務職 員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	基準給料月額				
定年前任用 短時間勤務職 員	246,600				

別表第一(第二条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員	246,600				

○指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成二十年大分県教育委員会規則第十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条（定義） この規則において「教員」とは、大分県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限り、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第三条～第九条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条（定義） この規則において「教員」とは、大分県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限り、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第三条～第九条（略）</p>

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正（概要）

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成16年大分県教育委員会規則第2号）
- (3) 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成20年大分県教育委員会規則第18号）

2 改正理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正による職員の定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等に伴い、関係規則の整備を行うもの

3 主な改正内容

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正
定年前再任用短時間勤務職員の新設（現行の再任用職員の廃止）に伴う規定の整備〔第3条、第4条、第4条の2、第10条の2の2及び第10条の2の4関係〕
- (2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正
 - ① 定年前再任用短時間勤務職員の新設（現行の再任用職員の廃止）に伴う規定の整備〔第4条、第4条の2、第7条及び別表第1関係〕
 - ② 定年引上げに伴う継続任用職員の給料月額の7割措置〔附則第3項関係〕
 - ③ その他規定の整備〔附則第4項関係〕
- (3) 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則
定年前再任用短時間勤務職員の新設（現行の再任用職員の廃止）に伴う規定の整備〔第2条関係〕

4 施行期日

令和5年4月1日

【補足資料】

令和5年度以降の新たな再任用等制度について（県立学校職員）

教育人事課

1 新たな再任用等制度導入の趣旨

能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、定年年齢の段階的引上げとともに導入するもの

なお、定年年齢までフルタイムで勤務することを原則とする。

〈関係法令〉

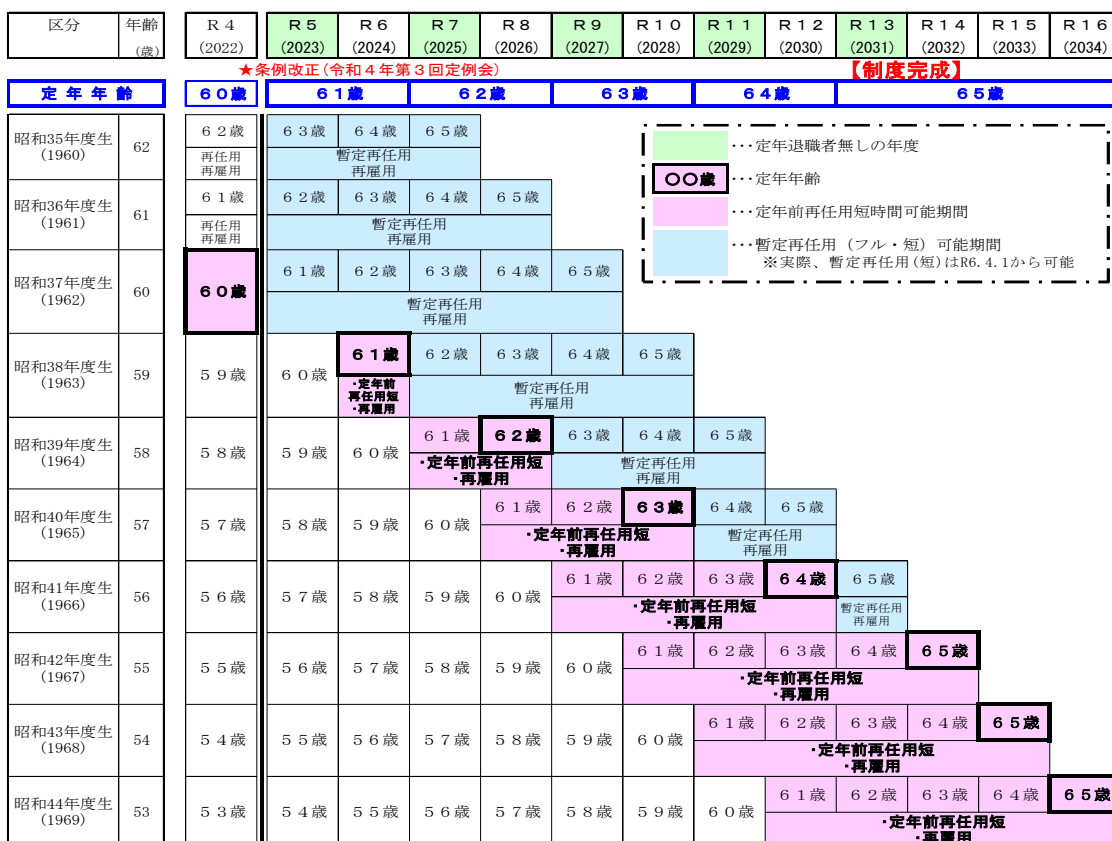
- ・ 国家公務員法等の一部を改正する法律（施行期日 令和5年4月1日）
- ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（施行期日 同上）
- ・ 職員の定年等に関する条例の一部改正（施行期日 同上）
- ・ 職員の再任用に関する条例【廃止】（施行期日 同上）

2 定年の段階的引上げ

令和5年度から、定年年齢60歳（原則）を2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳とする。

期 間	定 年	現特例定年 (技能労務職)
令和5年3月31日まで	60歳	63歳
令和5年4月1日～令和7年3月31日	61歳	
令和7年4月1日～令和9年3月31日	62歳	
令和9年4月1日～令和11年3月31日	63歳	64歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	64歳	
令和13年4月1日以降	65歳	65歳

3 定年の段階的引上げのイメージ図



【補足資料】

4 再任用等制度の概要（60歳に達した年度の翌4月1日時点の選択肢）

区分	現行 (~R4)	引上げ期間 (R5~R13)	制度完成後 (R14~)	備考
① 継続任用(フルタイム)	—	○	○	原則、60歳以降は非管理の職へ役降りとなる。
② 定年前再任用短時間	—	○	○	60歳以降に一旦退職し、短時間勤務の職で再任用が可能
③ 現行再任用(フルタイム・短時間)	○	—	—	R5以降は④に移行
④ 暫定再任用(フルタイム・短時間)	—	○	×	制度完成後は廃止となるが、段階的引上げ期間中に限り、暫定再任用制度として現行と同様(65歳まで再任用が可能)の取扱いを存置
⑤ 再雇用非常勤	○	○	○	会計年度任用職員として勤務

5 60歳以降の選択肢の概念図

